

電子図書館と著作権-制度の概観と許諾手続を中心に-

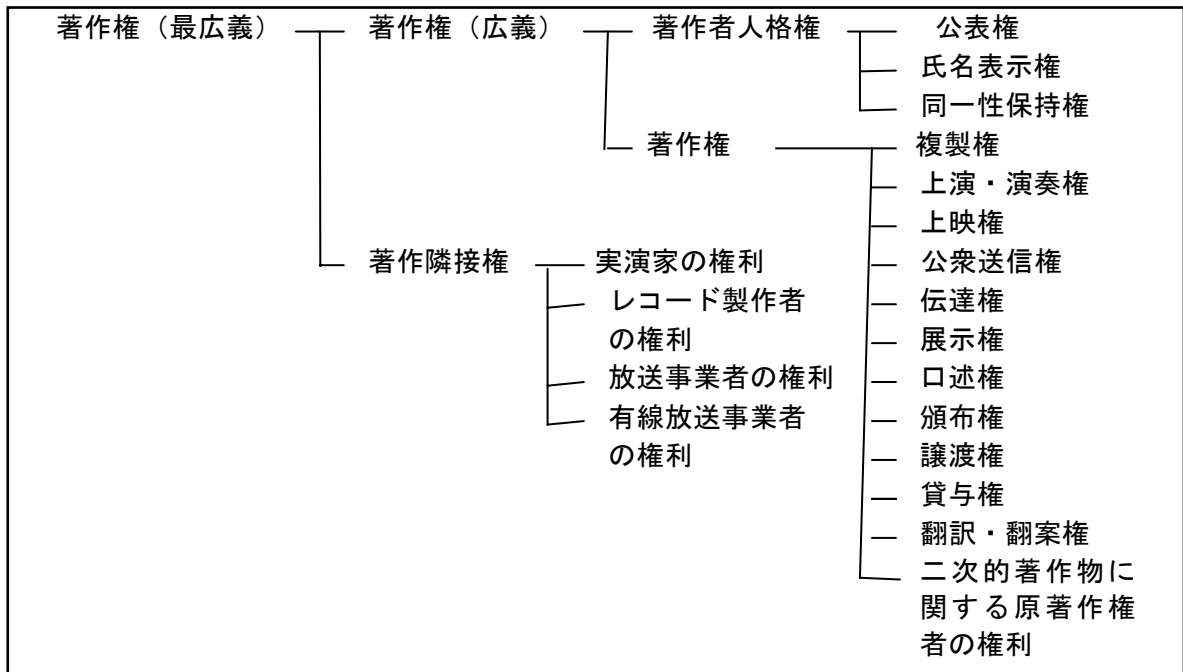
南 亮一 (国立国会図書館)

1 著作権制度について

(1) 著作権制度について

- ・ 著作権とは、著作物を第三者が利用（複製、上演、演奏・・・）することを許諾又は禁止する権利のことで、著作（権）者に与えられるもの。

【著作権の体系】



- ・ ただし、著作物の公正な利用に留意するため、特定の利用行為について、この権利が及ばないこととしている（権利の制限）。
- ・ 著作権法では、この「著作権」のほかに、「著作隣接権」という権利も設けており、主に動画・音楽について実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に一定の権利を与えている。（図書館業務とはほとんど無関係）

(2) 著作権制度の骨子

a 著作物

<条文> 著作権法2条1項1号

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

【著作物でないもの】

- ① 思想又は感情を表現していないもの

- ・ 客観的なデータ（人口、氏名、地名、価格、数量、書誌データ、化学式、歴史的事実、年号…）など。

※ ただし、それらを集めたもの（編集物・データベース）のうちでその選択・配列又は体系づけに創作性があるものは、全体として保護の対象となります。

② 創作的でないもの

（例） 5W1Hしか書いていないような記事

復刻・翻刻

複製画・複製写真

時系列順・50音順・条文順等、誰でも思い付くような配列でデータを並べた図表（誰が作っても同じようなものができる場合）

題号・キャッチフレーズ・スローガン（短すぎて創作性が発揮できない）

あるデータを棒グラフ・折れ線グラフ・円グラフ等、誰にでも思い付くような形にしただけのもの

③ 表現されていないもの

→ アイデア、着想など。

④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属しないもの

- ・ 工業デザイン、服飾デザイン、工業製品、おもちゃ等

※ 仙台高裁でファービー人形が著作物でないとした判決が出された。

（参考条文）

（著作物の例示）

第10条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

このほか、編集著作物（12条）、データベースの著作物（12条の2）がある。

b 著作者・著作権者

i) 著作者

- ・ 「著作者＝著作物を創作する者」（著2条1項2号）

※ 委託製作の場合でも、実際に創作した受託者が著作者の地位に就く。

- ・ 例外：団体著作物

以下の4つの要件をすべて満たす場合には、著作者が属する団体が著作者となる（著15条）。

- ① 団体の発意に基づき作成されること
- ② 団体の業務に従事する者によって作成されること
- ③ 職務上作成されること
- ④ 団体の名義で公表されること（プログラムの場合には不要）
- ⑤ 作成時における契約、勤務規則その他に「本人に帰属する」旨の規定が無いこと

ii) 著作権者

- ・ 通常は「著作者＝著作権者」
- ・ 著作権の譲渡又は相続によって著作者以外の方が著作権者となる。
- ・ 登録制度が有効に働いていないため、現時点での著作権者が誰なのかはどこにも公示されず。(著作権表示には事実上何ら法的な効力がない)。

c 保護期間

① 原則：著作者の死後 50 年まで

※ 1996 年法改正により、写真の著作物も①となった。ただし、④参照。

② 例外 1：公表後 50 年まで（無名・周知でない変名・団体名義の著作物）

③ 例外 2：公表後 70 年まで（映画の著作物）

※ 2003 年法改正により、映画のみ保護期間が 20 年間延長された結果である。

④ 例外 3：昭和 31 年までに公表された写真の著作物は、すべて消滅。

⑤ 例外 4：昭和 27 年までに公表された映画の著作物は、すべて消滅。

→ 最近出された東京地裁の判決では、「昭和 28 年まで」としている。

※ 無名の著作物：匿名で公表された著作物

変名の著作物：実名以外の名称で公表された著作物

周知：一般人が知っている状態。ただし、その線引きは不明瞭。

※ 外国著作物の特例＝戦時加算

第二次世界大戦開始時から平和条約発効時までに西側連合国・国民が著作権を有していた著作物については、保護期間が若干（約 10 年程度）延長される。（例：サン・テグジュペリの著作物。2005 年 1 月 23 日によく保護期間が消滅。通常であれば 1996 年 1 月 1 日午前零時に消滅していた。9 年と 22 日延長。）

d 罰則・民事上の請求

i) 罰則

- ・ 5 年以下の懲役刑又は 500 万円以下の罰金刑。併科も可能。(*)
- ・ ただし、侵害された人が告訴しなければ犯罪とはならない（親告罪）。
- ・ このほか、**みなし侵害規定**が置かれており、著作権侵害であることを知って著作物を頒布・頒布目的所持をすること等をもって、著作権を侵害したとみなすこととされている。
- ※ 著作権侵害の判決が出た本を貸し出したり、コピーをしたりすると、この「みなし侵害」に該当するおそれがある。
- ・ 法人重課：法人に対しては、1 億 5 千万円以下の罰金刑が科される。(*)

(*) 現在国会に提出中の改正法案が成立すれば、2007 年 7 月 1 日から、以下のとおり変更されることになる。

- ・ 著作権・出版権・著作隣接権を侵害した場合：10 年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金刑（著作者人格権侵害、みなし侵害の場合等は現状どおり）。
- ・ 以上の場合及びみなし侵害を行った場合の法人重課：3 億円以下の罰金刑（それ以外の場合は現状どおり）。

ii) 民事上の請求

- ① 差止請求
- ② 損害賠償請求

e 主な権利制限規定

i) 私的使用のための複製（著 30 条 1 項）

- ・ 「個人的に又は家庭内その他これに準ずる範囲内において使用すること」を目的とするときは、その使用する者が自由にコピーできる、という規定。
- ※ 著 31 条と異なり、コピーの範囲等に制限がないため、図書館のコピーサービスについて利用者が不満を持つ原因となっている。

ii) 図書館等における複製（著 31 条）

- ・ 政令で指定する図書館（公共・大学等の図書館）に限り、その所蔵資料を用いて以下に掲げる複製を行うことができる、という規定。
 - a) 利用者の請求に基づき、利用者の調査研究に供するため、所蔵資料に掲載された著作物の一部分（最新号でない定期刊行物の場合はその全部）を一人につき一部複製すること（翻訳も可）。
 - b) 所蔵資料の保存のために複製すること。
 - c) 絶版その他の理由で入手困難な場合において、他館からの求めに応じて所蔵資料を複製すること。
- ・ 学校図書館、大部分の専門図書館は対象外。
- ・ 他館借受資料の複製、インターネットのホームページのプリントアウト、複製物の送信による提供にはこの規定の適用はない。
- ※ 国公立大学図書館協力委員会加盟図書館間では著作権者の許諾のもと複製物の相互送信が行われている。

※ 31 条関係の 2 つのガイドライン（「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」、「複写物の写り込みに関するガイドライン」）が図書館関係三団体により策定されている。

iii) 引用（著 32 条 1 項）

- ・ (1)主従の要件、(2)必然性の要件、(3)明瞭区分性の要件、(4)出所の明示を満たす場合において、著作物を自由に引用することを認める、という規定。
- ・ これらの要件は判例において確立されたものである。

iv) 公的報告書等の転載（著 32 条 2 項）

- ・ 政府、地方自治体、独立行政法人等の統計資料、調査報告書等を説明の材料として刊行物に転載し、放送・有線放送することを自由に認める、という規定。
- ※ アメリカ著作権法とは異なり、これらの資料等はこの範囲でのみ自由利用できるに過ぎない。あらゆる利用が自由なのは、法令・通達・判決とこれらの公的編集物・翻訳物のみ。

v) 学校等における複製等（著 35 条）

- ・ 授業において用いるために先生・生徒が著作物を複製することを自由に認める、という規定。遠隔地と同時に授業を行う際の公衆送信も自由とする。
- ・ この規定をめぐっては、権利者団体により構成された「35 条ガイドライン協議会」なる団体から「35 条ガイドライン」という文書が公表されている。

vi) 試験問題としての複製等（著 36 条）

- ・ 試験問題に使用するための著作物の複製・公衆送信を自由に認める、という規定。
- ※ 試験問題集、通常の問題集にはこの規定の適用はない。

vii) 点字図書の作成・点字データの固定・頒布等（著 37 条 1・2 項）

- ・ 目的・主体を問わず、自由に点字図書を作成・頒布し、点字データを記録媒体に固定・頒布・インターネット送信できる、という規定。

viii) 録音図書の作成（著 37 条 3 項）

- ・ 視覚障害者への貸出しにのみ用いるための録音図書の作成を、視覚障害者情報提供施設・盲学校図書室等に限って認める規定。
- ・ その他の図書館で作成する場合、視覚障害者以外の読書に支障を持つ人（読字障害者、肢体不自由者等）への貸出用の録音図書を作成する場合には、この規定は適用されない。

(*) 現在国会に提出中の改正法案が成立すれば、2007 年 7 月 1 日から、これらに加え、専ら視覚障害者向けに録音データをアップロードし、送信することが可能となる。

ix) 非営利・無料の上演等（著 38 条 1 項）

- ・ 非営利・無料の場合につき、自由に上演、演奏、上映、口述を認める、という規定。

※ 上演等を行う人に報酬を支払う場合には、この規定は適用されない。（対面朗読サービスにおける朗読者への報酬支払いにつき問題となる）

x) 家庭用受信装置を用いた公の伝達（著 38 条 3 項）

- ・ テレビジョン受像機、ラジオを喫茶店、理髪店等に設置して自由に流しても著作権侵害にならない、という規定。

xi) 非営利・無料の貸与（著 38 条 4 項）

- ・ ビデオソフトを除き、非営利・無料の場合につき、自由に貸与を認める、という規定。

- ・ 2004 年 5 月 25 日に出された政府答弁書により、「営利」「料金」の定義についての政府見解が以下のとおり示された。

「営利」：業としての貸与行為自体から直接的に利益を得る場合又はその貸与行為が間接的に何らかの形で貸与を行う者の利益に具体的に寄与するものと認められる場合

「料金」：対価が施設の一般的な運営費や維持費に充てるための利用料であると認められる場合

- ・ このため、貸本業のような業務形態をとって貸与を行わない限り、営利企業が行おうが料金を取ろうがこの規定が適用されるものと解釈できる。

xii) 映画の著作物の非営利・無料の貸与による頒布（著 38 条 5 項）

- ・ 一定の要件を満たせばビデオソフトの貸与による頒布を自由に行うことを認める、という規定であるが、図書館におけるビデオソフトの貸出しには適用できない状況。

xiii) 裁判手続等における複製（著 42 条）

- ・ 立法又は行政における内部資料として又は裁判手続上において用いる場合において、その必要な範囲内において自由に複製できる、という規定。

※ 行政手続において必要がある場合の複製には、この規定は適用されない。

(*) 現在国会に提出中の改正法案が成立すれば、2007 年 7 月 1 日から、以下のことも可能となる。

- ・ 特許権、商標権、意匠権及び実用新案権に係る審査等のために特許庁自らが用

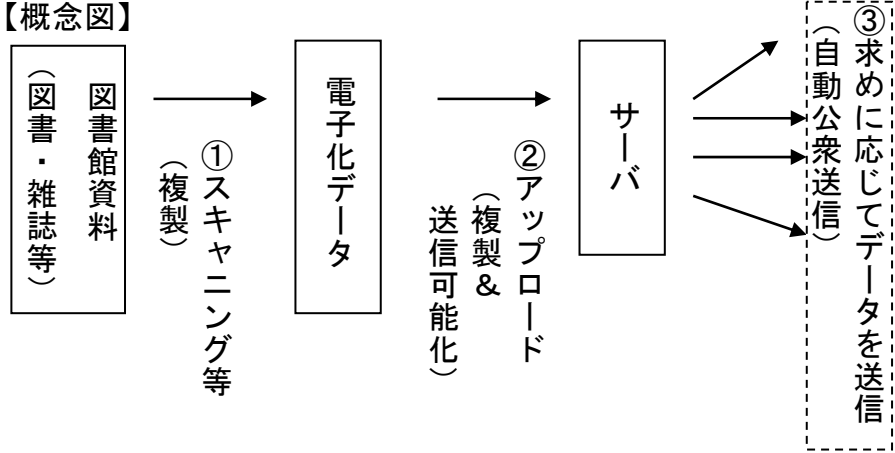
いるため又は特許庁に提出するために用いる複製

- ・ 薬事（医療機器を含む）関係の審査等のために厚生労働省又は独立行政法人自らが用いるため又はこれらの機関に提出するために用いる複製

- xiv) 翻訳・翻案等による利用（著 43 条）
 - ・ 複製が自由とされている行為の一部につき、特に翻訳・翻案等まで自由に認める、という規定。
- xv) 複製権の制限により作成された複製物の譲渡（著 47 条の 3）
 - ・ 複製が自由とされている行為につき、その譲渡も自由とするための規定。この規定がなければ複製を自由にした意味がなくなる。

2 電子図書館サービスに係る著作権制度の概要について

(1) 関係する権利の内容について



- ①：複製権（著作権法第 21 条）が働く。
- ②：複製権及び公衆送信権（著作権法第 23 条 1 項）が働く。
- ③：公衆送信権が働く。

(2) 著作権者からの許諾が必要でない場合について

著作権法では、著作物を利用する場合には原則として著作権者からの許諾を必要とするものの、いくつかの場合については、許諾を必要とせず、自由に利用することを認めている。以下の場合が該当する。

① 著作権が制限されている場合（権利制限規定が設けられている場合）

外形的に著作権の対象とする行為に該当する場合であっても、著作物の公共的な利用に留意するため、著作権が制限されていることがある。

（例）私的使用のための複製（第 30 条）、図書館における複製（第 31 条）など

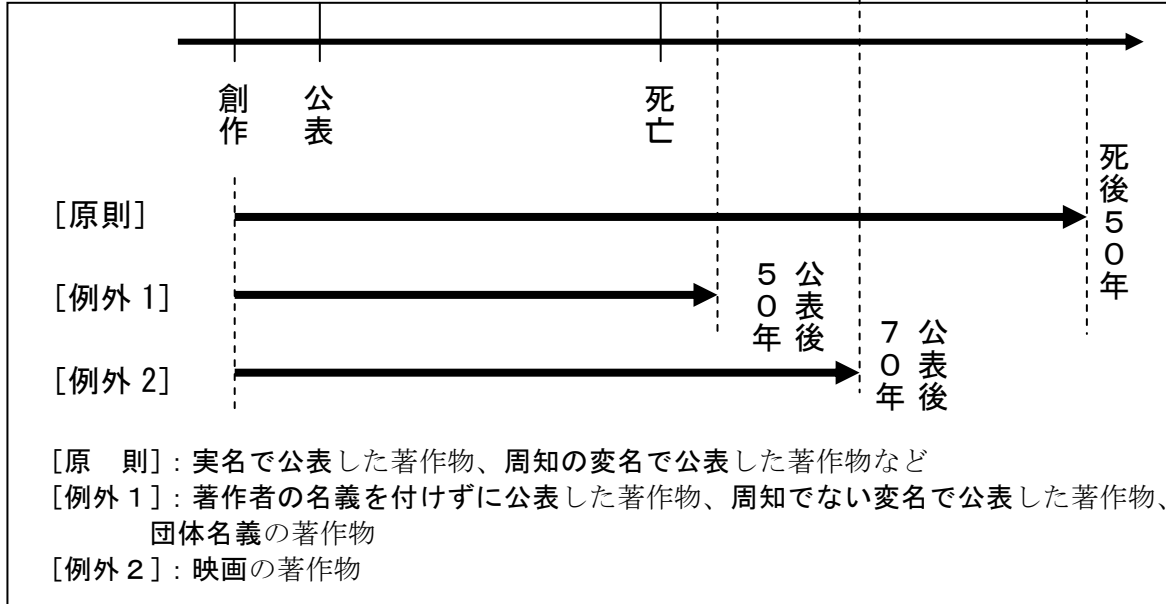
→ 電子図書館サービスについては、権利制限規定が設けられていない。

② 著作権の保護期間が消滅している場合

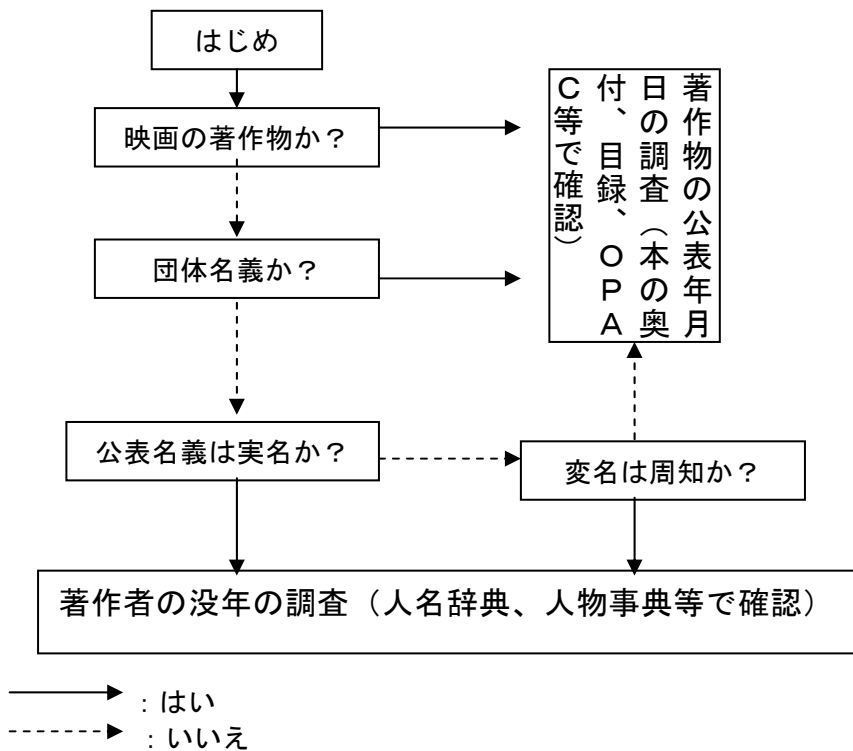
著作物の利用はそもそも自由に行われるべきものであるが、著作物の創作のインセンティブを高めるため、一定期間に限定して著作者に対して著作物の利用について権利を与えたものである。

このため、一定期間の経過後は、再び公衆が自由に利用することができるようになる。

【一定期間とは？】＝著作権の保護期間（1(2)c[p. 3]参照）。



[保護期間の確認チャート]



- ③ 著作権の目的とならない著作物（著作権法第13条）
 - a 憲法その他の法令
 - b 告示、訓令、通達等

- c 判決、決定、命令、審判、裁決等
- d 官公署による a-c の編集物・翻訳物

④ その他

政治上の演説、条約非加盟国の著作物など。めったにない。

3 著作権処理の作業について

(1) 「著作権処理」とは？

一口に「著作権処理」といっても、大きく2つの業務が考えられる。

- ① 著作権者からの許諾取得の必要性の検証のための作業
→ 著作物の種類の確認、権利制限規定の確認、保護期間の確認など。
- ② 著作権の帰属の確認、著作権者からの許諾取得手続
→ 著作権者の探索、連絡先の確認、交渉、許諾書の取得など。

(2) 著作権者からの許諾取得の必要性の検証

- ・ 電子図書館事業の場合、実際には**保護期間の確認作業とほぼ同一**。
- ・ アーカイブ型の電子図書館（国立国会図書館近代デジタルライブラリー事業、青空文庫など）では主な作業となる。
- ・ 作業は2(2)②の【**保護期間の確認チャート**】に従って行う。
- ・ 団体名義、無名、周知でない変名なら公表年月日さえ分かればよい。大抵確認できる。
- ・ 変名かどうかの確認、周知かどうかの確認はなかなか難しい。
- ・ 著作者の調査を人名辞典等で行う。

[これらの調査の結果]

- ① 著作者の名義が団体・無名の場合：公表後50年経過か確認。
- ② 著作者の名義が実名の場合：死後50年経過か確認。
→ 経過していれば許諾不要。
→ 経過していない OR 没年が不明の場合、次の作業（許諾取得手続等）へ。（この段階で止める場合もあり得る）
- ③ 著作者の名義が変名の場合：「周知」かどうか確認。（「周知」でない場合には、よほど変な名前でない限り、その名前が変名かどうか確認は困難だが・・・）
→ 「周知」であれば、①へ。
→ 「周知」でなければ、②へ。
→ 周知かどうか、また、実名か変名かがわからない場合、②へ。

(3) 許諾取得手続等

→ 最近の文献が対象の場合、ここからスタート。

① 著作権者の所在・連絡先を確認する。

文献調査（各種事典等）、関係機関等への照会、ホームページ等を通じての連絡先の調査

- 確認できた場合、次の作業（許諾取得手続）へ。
- 確認できなかった場合、文化庁長官の裁定（著作権法67条）へ。

② 許諾取得手続

- a 一括許諾

著作権者団体、著作権等管理事業者、各学協会、出版社等、多くの著作物の著作権を集中して管理している組織・団体を通じて一括して許諾手続を進める方法。

学協会誌の多く（約7割？）は発行学協会に権利が集中との調査（千葉大学「国内学会等刊行誌掲載論文の著作権調査について（報告）」（平成17年2月2日）http://mitizane.ll.chiba-u.jp/curator/about/local_societies_research.pdf）

b 個別許諾

個々の著作物につき、それぞれの著作権者一人一人から個別に許諾を得て行く方法。

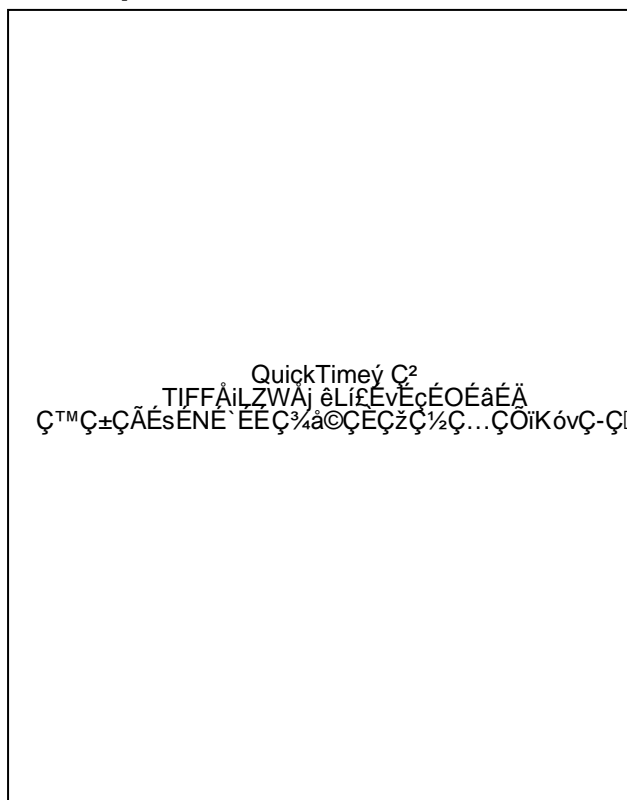
c 文化庁長官の裁定

「相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないとき」（著作権法第67条）に認められている手続。

4 実例

(1) 国立国会図書館近代デジタルライブラリー事業

cf.) 関西館事業部電子図書館課「近代デジタルライブラリー事業における明治期刊行図書著作権処理の結果について」『国立国会図書館月報』542号、2006年5月、pp.2-6. <<http://www.ndl.go.jp/publication/geppo/pdf/geppo0605.pdf>>



① 著作権調査

・明治期刊行図書約11万タイトル（17万冊）のうち、児童図書と欧文図書を除いた**106,099タイトル（156,236冊）が対象。**

・資料の奥付、目次、本文等から当該資料の目視による著作権者の洗い出し。

・各種人名事典、名簿等の文献による著作権の有無等の調査

・著作者70,202名判明。

没年判明16,969名

（保護期間満了16,298名）

② 連絡先調査

・著作権者・著作権有無不明の**著作者約55,000名が対象。**

・地域別人名事典等約200タイトルの文献等による調査。

[前掲論文から転載]

・資料の出版者及び主題に係る学会、研究者、当該著作者の所属団体・住所の属する地方公共団体等、計約2,900機関等に対する照会。

- ・著作権者の連絡先判明約 480 名
- ・没年判明約 1,400 名（保護期間満了約 990 名）

③ 公開調査

- ・没年不明、連絡先不明、著作権有無不明の著作者 55,676 名に関する情報提供を求め公開調査を国立国会図書館ホームページで実施。
- ・約 1,000 名の情報提供あり。（公開調査期間終了後のものも含む。）
- ・没年判明 711 名（保護期間満了 642 名）
- ・著作権者の連絡先判明 83 名

④ 許諾処理

- ・連絡先判明の 442 名の著作権者に許諾依頼。
- ・354 名から回答。
 - ・回答保留 29 名
 - ・許諾 315 名
 - ・非許諾 10 名

⑤ 文化庁長官の裁定

- ・著作権者の連絡先不明・著作権の有無不明の著作物 72,583 件が対象。
- ・利用期間 5 年
- ・補償金額 3,695,268 円（1 件あたり 51 円）

QuickTimeý Ç²
 TIFFÅjLZWÅj êLí£ËvËÇÉOÉâÉÄ
 Ç™Ç±ÇÃÉsÉNE`ÉÉÇ¾å©ÇÉÇžÇ½Ç...ÇÖïKóvÇ-ÇÅB

[前掲論文から転載]

(2) 千葉大学学術情報リポジトリ事業の場合

cf.) 「千葉大学学術成果リポジトリ運用指針」（平成 17 年 2 月 1 日）

<<http://mitizane.11.chiba-u.jp/curator/about/guideline.pdf>>

- ・登録者：原則として千葉大学に在籍（経験）教職員・院生（第3項）
- ・著作権が登録者のみに帰属している場合：登録者は無償で許諾（第8項）
- ・著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合：他の著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。（第9項）
- ・著作権が登録者以外に帰属している場合：著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。著作権者があらかじめ許諾の方針を得ている場合はこれを要しない。（第10項）

→ 原則として登録者が著作権処理を行うことになっている。

(3) 国立情報学研究所の電子図書館事業の場合

- ・著作権が学協会誌を発行する学協会に帰属していることを前提とする。
- ・これを前提に、国立情報学研究所が学協会と契約を締結。

→ 一括許諾の環境が整った場合にのみ著作権処理を行うことになっている。

※ 「学術雑誌公開支援事業」においても同様。

cf.) 「研究紀要公開のための著作権処理手引き」<<http://www.nii.ac.jp/nels/index.html#copyright>>(2002年11月)

- ・この事業に掲載できるデータも、「著作権の機関への集中、又は、許諾が必要」とされています。(p.7)